

栄養士コラム ～食物アレルギーの基礎知識～

【食物アレルギーってなに？】

「食べ物の栄養成分が原因で、かゆみや腫れなどさまざまな症状が現れること」です。

一人ひとりの原因や症状、発症するまでの時間、重症度も異なるため安易な自己判断は禁物です。

アレルギーの症状が出た場合は、慌てず落ち着いて、すぐに病院へ行きましょう。

【食物アレルギーの症状】

皮膚症状	かゆみ、じんましん、赤み、湿疹	
粘膜症状	眼	充血、腫れ、かゆみ、涙目
	鼻	くしゃみ、鼻水、鼻づまり
	口	口、唇、舌の違和感・腫れ
	のど	かゆみ、イガイガ感
消火器症状	腹痛、悪心、嘔吐、下痢、血便	
呼吸器症状	のどが締め付けられる感覚、せき、呼吸困難	
全身症状	アナフィラキシー（場合によっては命の危険もある）	

【アレルギー表示について】

表示義務	推奨表示
表示しなければならない、7品目 卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに ※少量でも入っていれば表示	表示を推奨されている、20品目 あわび、いくら、いか、さけ、さば、牛肉、鶏肉、豚肉、ゼラチン、大豆、カシューナッツ、くるみ、ごま、まつたけ、やまいも、オレンジ、キウイフルーツ、もも、りんご、バナナ



アレルギーが心配される場合は、お医者さんに相談しましょう！



【問い合わせ】 平日 8:30～17:15
健康増進課 担当：食育推進係
☎：0299-48-0221（内線 4001・4002）

次回は広報おみたま6月号
食物アレルギーへの対策

「第4回羽鳥駅東口拠点整備等検討委員会」を開催しました

2月17日、第4回目の羽鳥駅東口拠点整備等検討委員会を開催しました。今回は最後の委員会ということで、これまでの検討内容を確認した後、市への提言内容について協議しました。



提言書には、①羽鳥駅と東口市有地を一体的に「まちの灯台」と見立て、いつも明るく安全安心な場とすることをめざし、便利で賑わいのある拠点として整備すること、②駅舎および自由通路を整備する際は、多くの方の意識醸成が図れるような取り組みをすること、③市の陸の玄関口として自然が豊かでのどかな田園の雰囲気を感じられる景観やアクセス性に配慮すること、④「安全安心」「交流・学習」「生活支援」に資する施設整備とすること、などの提言内容が盛り込まれる予定です。

この提言書については、市に提出されたのち、ホームページ等でお知らせします。

【問い合わせ】

都市整備課 特定事業推進室 ☎：0299-48-1111（内線 1411）